

## 平成27年度第3回草津市路上喫煙対策委員会（概要）

### 1. 日 時

平成28年1月27日（水） 10時30分～11時30分

### 2. 場 所

草津市役所1階 101会議室

### 3. 出席者

寺尾委員長、小林副委員長、平柿委員、松田委員、山元委員

### 4. 会 議

#### <開会>

事務局 ただ今より、平成27年度第3回草津市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

本日は委員5名の出席がございますことから、当委員会が成立しております。では、委員会の開催にあたり、草津市まちづくり協働部長の吉本よりご挨拶申し上げます。

．．．．．部長挨拶．．．．．

事務局 それではこれより議事に入らせていただきます。  
今後は寺尾委員長に進行いただきますので、寺尾委員長よろしく申し上げます。

委員長 今日は議事が5つありますので、皆様から活発な御意見を頂戴するとともに、議事が円滑に進みますよう、御協力をよろしく願いいたします。それでは議事の「(1) 路上喫煙禁止区域の拡大（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 資料に基づきまして、事務局より説明いたします。

- ・ 前回委員会の禁止区域拡大についての意見
- ・ 路上喫煙禁止区域に追加する区域（最終案）

委員長 質問やご意見をいただきたいと思いますがいかがですか。前回、現地を見て回った区域の中で、資料1の1ページの地図で、青く塗られている部分が拡大区域の案です。丸十モータープール前の細い路地が最終案からは外れていますが、ご意見ありますか。

委員 5つの要件は何に規定されていますか。条例に書いているのではなく、委員会での決定事項ですか。

事務局 平成20年に、委員会から市にいただいた意見書の中に5つの要件として書かれており、その後、区域ができたという経緯があります。今回の区域拡大についても、当時の5つの要件を踏まえて、追加すべきではないかということです。

委員 もう一度確認したいのですが、5つの要件のどれに合致しないから、外すこととしたのですか

事務局 まず2点目の「恒常的に人通りがあり、一定密度の高い歩行者密度がある区域」です。確かに朝晩のラッシュ時には人がいると見受けられますが、日中は、まばらであるという現状があります。次に3点目の「市内全域への普及効果が期待される区域」や、5点目の「市民等に分かりやすく、明確に示すことができる区域」について、路地のような道であるため、地図でも道が見にくいということもあり、市民の方に周知するには、説明しにくく啓発の際にもわかりにくいということも考えられますので、検討の結果、合致しづらいと判断しました。

委員 現地確認の際に見ましたが、人が二人通れるかどうかというくらいの細い道でしたね。ここを通られる方は、どのような方が予想されますか。

事務局 主にはマンションや企業の方が通行されると考えられます。

委員 その企業の方はほとんどがこの道を通られているのですか。他にも道はあるのですか。

事務局 おそらくこの道のみだと思います。

副委員長 企業の従業員数は以前と比べて減りました。昼間はほとんど人が通りませんので、あの道を禁止区域にするのであれば、市全体を禁止区域にしないといけなくなると思います。

委員長 確認しますと、副委員長のご意見は、この通路は外し、事務局が示した地図のとおりで良いということでしたか。

副委員長 はい。今は、日中は人がほとんど通っていません。

委員 そういうことであれば、省いても良いと思います。

委員長 他の委員のご意見はいかがですか。

委員 現在の禁止区域を指定した際の要件に合致しなかったら、区域に入れるべきではないと思います。これが大前提にあるのならば、覆して区域に入れるのは、賛成できません。

委員 私も要件に合っていないのであれば外すということで良いと思います。

委員長 では、意見が一致しているということで、この要件から見て、合致しないところは外すということによろしいですね。それ以外については問題ありませんか。

委員 草津駅東口のサンサン通りは1号線までは拡大しないということですか。

事務局 草津第二小学校の校門前に接する道路の角のあたりまでとなっています。

委員長 色々ご議論いただきましたが、概ね資料にある案のとおりという意見が多いようですので、そういう方向で進めたいと思っておりますが、よろしいですか。

．．．．．異議なしの声．．．．．

委員長 ありがとうございます。

続いて議事の「(2) マナースペースの形状変更後の経過について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料に基づきまして事務局より説明いたします。

- ・形状変更の実施
- ・形状変更後の利用状況調査
- ・形状変更後の市民等からの意見
- ・他のマナースペースの形状変更について

委員長 かなり改善されたということではありますが、何かご意見ご質問はありませんか。

委員 市民等からの意見の中で、マナースペース内の様子が見えづらく、防犯上心配

であるということですが、具体的にどういったことを心配されているのですか。

事務局 パネルは、人が透けて見えるような材質を使わせていただいております、人影は見えますが、植栽と比べると、木と木の間から見えていたものが、見えづらくなったということです。

委員長 植栽に比べると、少し見にくい状態になっているので心配だということですね。他のご意見はいかがですか。

委員 確かに見にくいというのは、中で何をやっているのか、恐喝しているとか、わからないわけですよね。それは確かにわかります。そういう意見からすれば、予算の問題があるとは思いますが、透明のパネルにしても良いのかなど。3枚パネルがあるうちの真ん中だけ透明にするとかでも良かったのかなと思います。予算がかかることなので、今後検討していただけたらと思います。中が見えるようにすると防犯上も良いのかなという気もします。

事務局 設置して時間が経っていないということもありますが、今後の検討課題といたします。駅前なので、人通りも多く、間口も広いため、何かあればすぐに助けを呼んでいただければ、周りに人はいるということですが、防犯面については今後検討していきたいと思います。

委員 人通りがありますので、それはそれで、防犯上は良いのかなという気もします。

事務局 駅舎には階段もありますし、周りから見えるところでもあります。また有事の際にはすぐ近くに交番もございますので。

委員長 今いただいたご意見については検討していただきたいと思います。では、議事の「(3) 啓発について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料に基づきまして、事務局より説明いたします。

- ・啓発活動の実施
- ・啓発物品の更新
- ・禁止区域外での啓発活動

委員長 ご意見やご質問等ありますか。以前、住民の方々も含めて啓発してはどうかという意見があり、実施されたものもありますので、このような方法で進めてい

きたいと思っております。

委員 以前、提案した啓発についての案は、検討していただきましたか。

事務局 何点か御提案をいただき、今回実施した啓発については、市民の方々に直接啓発をするということでティッシュの配布をいたしました。他の点については、健康増進部門との関係もごございますので、来年度以降になるかもしれませんが、検討させていただいて、よりよいものにしていきたいと考えております。

委員 積極的にやってほしいと思います。何点か提案した中で優先順位はありますか。

事務局 まず啓発については、区域のすぐ近くで、駅を利用されている方に直接訴えかけるのが有効であろうと思われまますので、そういった面から実施します。その他については、予算のこともありますので、それぞれの啓発の効果を見計らって、優先順位をつけていきたいと考えております。

委員長 では啓発についても、出された意見をまとめ、進めていただきたいと思います。次に議事の「(4) 市長からの諮問に対する答申(案)について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料に基づきまして、事務局より説明いたします。

- ・市長からの諮問【資料2参照】
- ・諮問に対する答申(案)【資料3参照】

委員長 最初の議事でありました、禁止区域の拡大案と同内容ではありますが、答申案についてご意見やご質問がありましたらお願いします。

委員 答申の最後に「なお、禁止区域の拡大にあたっては、市民等に対して、十分な周知期間を設けるべきである」とありますが、十分な周知期間とは、どのくらいの期間をいうのですか。

事務局 草津市路上喫煙の防止に関する条例施行規則では、告示を行うことが規定されております。通常、期間は1ヶ月ほどですが、1ヶ月では短いということもありますので、告示を先に行い、周知期間を延ばすということも考えられます。目安としては1ヶ月程度を想定しております。

委員長 この後、スケジュールの話の中で、今の質問に関連した説明があると思います。内容については、今までの議論の内容をまとめていただいていると思います。ご意見がないようでしたら、最終的に私と副委員長で、詳細変更があれば確認し、答申書として、市長に提出したいと思っておりますがよろしいですか。

．．．．．異議なしの声．．．．．

委員長 では、最後の議事となります、「(5) 今後のスケジュールについて」、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料に基づきまして、事務局より説明いたします。  
・今後のスケジュールについて

委員長 今の説明について、ご意見やご質問はありますか。  
ご意見がないようであれば、このスケジュールで進めていただくこととします。本日の議事は全て終わりましたが、全体を通じてご意見等はありませんか。

委員 この場での議論とは離れますが、東京オリンピックに向けて、国も厳しくされるようですね。他のオリンピックと比べると日本は規制が厳しくないということですが。

事務局 今後の動向は見守る必要があります。このことが浸透していきますと、無視はできませんし、新聞記事によると、公共施設は禁煙、それ以外は分煙とするということです。今後、市の公共施設をどのようにしていくかという議論がなされると考えられます。委員からもありましたように、この委員会は、路上喫煙を防止するということですので、論点は少し違いますが、国の動きに関しては、反映できるところはしていきたいと考えております。

委員長 世界的に見ると、日本は遅れているのかなという気がします。特に罰則規定がないので、なかなか守ってもらえないということです。市の路上喫煙対策についても、当初は罰則についての議論がありましたが、またそのあたりの議論が出てくる可能性はあります。状況を見ていく必要はありますが、オリンピックという機会ですので、色々な形の改善がなされていくのではと思っています。

委員 会場内は禁煙であるとか、罰則規定について何か情報はありますか。

事務局 今のところは何の情報もありません。

委員長 他のご質問等はありませんか。  
では今日の議事はこれで終わらせていただきます。進行を事務局に返します。

事務局 活発なご議論ありがとうございました。皆様におかれましては、3月31日をもちまして、委員の任期が終了となります。これまで、路上喫煙対策に関し、様々なご意見を賜りましてありがとうございました。皆様から頂戴しましたご意見を参考に、今後も路上喫煙対策に取り組んでまいりたいと考えております。長時間にわたり、ご審議を賜りありがとうございました。これをもちまして、平成27年度第3回の路上喫煙対策委員会を終了します。本日はありがとうございました。